

長崎市中心部の交通結節等検討会議 設置要綱

(設置)

第1条 この設置要綱は、長崎市中心部の交通結節等の検討を行うため、「長崎市中心部の交通結節等検討会議」(以下、「会議」という。)を設置し、その組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 会議は、次に挙げる事項について、必要な検討を行うものとする。

- (1) 重要な交通結節点である長崎駅(鉄道駅)や長崎港(国際ターミナル)と各方面を結ぶ交通結節機能の強化(交通結節機能の基盤となる周辺の道路網の検討を含む)
- (2) 上記に関連する公共交通の利便性向上と利用促進
- (3) その他、会議により検討が必要と決定された事項

(組織)

第3条 会議は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、制定日から最終の会議までとする。
- 3 委員の変更や追加は、会議により決定するものとする。

(会議の運営)

第4条 会議には座長を置き、長崎県副知事の職にある者をもって充て、会務を総理する。

- 2 座長が自ら会議に出席できない場合は、座長が指名した委員がその職務を代理する。
- 3 委員は、やむをえない理由がある場合は、代理の者を出席させることができる。
- 4 座長は、必要であると認められるときは、委員以外の関係者やオブザーバーを出席させることができる。
- 5 会議は、必要に応じ座長が召集する。

(幹事会)

第5条 会議に、幹事会を置き、別表2に掲げる幹事をもって組織する。

- 2 幹事会は、会議に付議するものに関する協議及び調整を行う。
- 3 幹事会には幹事長を置き、長崎県土木部参事監の職にある者をもって充て、会務を総理する。
- 4 幹事長が自ら出席できない場合は、幹事長が指名した幹事がその職務を代理する。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、幹事以外の関係者やオブザーバーを出席させることができる。
- 6 幹事会は、必要に応じ事務局が召集する。

(情報公開)

第6条 会議は、原則公開とするが、特段の理由がある場合は、会議での協議により非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 会議の召集及び庶務を行わせるため、事務局を置くものとする。

2 事務局は、長崎県土木部都市政策課及び長崎市土木部土木企画課に置くものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年8月20日から施行する。

別表 1

長崎市中心部の交通結節等検討会議

<委員>

所 属		役 職
国土交通省		
九州地方整備局	道路部	部長
	長崎河川国道事務所	所長
	港湾空港部	部長
	長崎港湾・空港整備事務所	所長
九州運輸局	交通政策部	部長
	長崎運輸支局	支局長
長崎県		副知事 ◎
	土木部	部長
長崎市		副市長
	土木部	部長
	まちづくり部	部長
長崎県警本部	交通部	部長
交通事業者	九州旅客鉄道（株）（鉄道）	長崎支社長
	長崎県交通局（バス）	局長
	長崎自動車（株）（バス）	取締役自動車本部長
	長崎電気軌道（株）（路面電車）	取締役電車事業部長
	長崎市タクシー協会（タクシー）	会長
経済界	長崎商工会議所	副会頭
	長崎経済同友会	副代表幹事
	長崎国際観光コンベンション協会	会長
学識経験者	長崎県立大学	西岡 誠治
	東京大学大学院	羽藤 英二

注) ◎は座長

別表 2

幹事会

< 幹事 >

所 属		役 職
国土交通省 九州地方整備局	道路部 長崎河川国道事務所 港湾空港部 長崎港湾・空港整備事務所	道路計画第二課長 所長 副所長 調査第二課長 港湾計画課長 所長 副所長 企画調整課長
九州運輸局	交通政策部 長崎運輸支局	交通企画課長 首席運輸企画専門官
長崎県	土木部 企画振興部	参事監 ○ 都市政策課長 道路建設課長 道路維持課長 港湾課長 新幹線・総合交通対策課長
長崎市	土木部 まちづくり部	土木企画課長 政策監 都市計画課長 長崎駅周辺整備室長
長崎県警本部	交通部	交通規制課長
交通事業者	九州旅客鉄道（株）（鉄道） 長崎県交通局（バス） 長崎自動車（株）（バス） 長崎電気軌道（株）（路面電車） 長崎市タクシー協会（タクシー）	経営企画部 担当部長 営業部長 自動車部長 経営企画室長 専務理事
アドバイザー	東京大学大学院	教授 羽藤 英二

注) ○は幹事長

< 事務局 >

長崎県土木部都市政策課

長崎市土木部土木企画課